住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器に係る賃貸借に関する契約書（案）

　佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器に係る賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　甲は、乙から住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器を賃借し、乙は、これを甲に賃貸する。

（機器の品名及び数量）

第２条　甲が乙から賃借する機器の品名及び数量は、「住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器賃貸借契約に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）別紙１サーバ等機器仕様書に掲げるとおりとする。

（賃貸借期間）

第３条　この契約による機器の賃貸借期間は、令和7年12月１日から令和12年11月30日までとする。

（賃借料等）

第４条　第２条に規定する機器の賃借料は、金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）とし、内訳は次に掲げるとおりとする。

1. 設定構築及び移行作業費

金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

1. 賃借料

令和7年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

令和8年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

令和9年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

令和10年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

令和11年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

令和12年度　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

月額　金〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇円）

（契約保証金）

第５条　本契約における契約保証金は、佐賀県財務規則（平成４年規則第３５号）（以下「規則」という。）第１１５条第１項の規定により、納付するものとする。

　　なお、現金の納付に代え、国債又は地方債など、規則第１１６条第１項の規定により準用する規則第１０４条第１項の規定に掲げる担保を供することができる。

　　また、本契約について保険会社との間に甲を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の１００分の１０以上）を締結し、その証券を提出する者については、契約保証金の納付を免除する。

（完了検査）

第６条　乙は設定構築及び移行作業が完了したときは、直ちに完了届を提出し、甲の検査を受けなければならない。甲は乙から完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

（設定構築及び移行作業費の請求並びに支払）

第７条　乙は、前条の完了検査に合格後、甲に費用を請求するものとする。

２　甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に第４条第１号に定める設定構築及び移行作業費を支払うものとする。

３　甲の責めに帰する事由により、前項の規定による費用の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5％の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（賃借料の請求及び支払）

第８条　乙は、毎月初めに前月分の賃借料を甲に請求するものとする。

２　甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に第４条第２号に定める賃借料を乙に支払うものとする。

３　甲の責めに帰する事由により、前項の規定による賃借料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数について年2.5％の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（据付使用場所）

第９条　機器の据付場所は、佐賀市城内一丁目１番59号　佐賀県庁舎内、県内県税事務所、県内土木事務所、有明海岸道路整備事務所、県内保健福祉事務所及び総合福祉センターの内から甲が指定する。

（納入、据付及び調整）

第10条　乙は、機器を搬入後、別紙仕様書に従い、速やかに据え付け、かつ調整し、機器を使用できる状態にすること。

（機器の保守）

第11条　乙は、別紙仕様書に従い、機器が正常に稼動するよう保守の責任を負うものとすること。

２　前項の保守に必要な費用は、第４条第２号の賃借料に含むものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由によりその必要が生じたときは、この限りでない。

３　機器の保守に関し、乙以外の者を業務に従事させる場合は、あらかじめ甲に書面による承認を得て行うものとする。

（機器の移転）

第12条　甲は、機器の据付使用場所を変更する必要が生じたときは、あらかじめ書面をもって乙に協議するものとする。この場合、機器の移転に要する費用は、甲の負担とする。

（善良な管理者の義務）

第13条　乙は、機器を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

（秘密保持）

第14条　乙は、機器の納入、保守、管理等により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏えいしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）

第15条　乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記１「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければばらない。

（情報セキュリティ対策）

第16条　乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記２「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第17条　甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　正当な理由がなく契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2)　委託業務の実施に著しい遅滞が認められるとき。ただし、甲の事情により遅滞した場合はこの限りではない。

(3)　自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4)　前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙に生じた損害については、甲は一切その賠償の責任を負わない。

３　甲は、契約締結日の翌年度以降における歳入歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第18条　乙は、前条の規定により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

２　前項の違約金の額は、賃借料の100分の10に相当する額とする。ただし、この違約金は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

３　第１項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲から定められた期間内に支払わなかったときは、乙は、支払期限の翌日から支払った日までの日数に応じて、その支払うべき金額に年2.5％以上の割合で計算した額に相当する金額を支払わなければならない。

（損害賠償）

第19条　乙は、その責に帰する理由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

（機器の返還）

第20条　解除により機器を返還する場合の荷造り及び運送に要する費用は、乙の負担とする。

（撤去費）

第21条　契約期間終了後の撤去費は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第22条　この契約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（協議）

第23条　この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

　令和７年　月　　日

甲　　佐賀県佐賀市城内一丁目１番59号

佐賀県総務部　市町支援課長　　矢川　毅

乙　 （住所）

　　　（氏名）